

調査測量業務（家屋事前調査等）に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、建設工事や建設コンサルタント業務等において、電子入札システムを利用した入札を行うとともに、平成29年度より、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等に準拠した最低制限価格制度を導入しています。

上下水道局の統合に伴い、平成30年度より、調査測量業務（家屋事前調査等）につきましても、入札手続きの利便性を考慮し、建設コンサルタント業務等として取り扱っています。今般、国等においてダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、下記のとおり改正を行います。

なお、令和元年7月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

<参考：調査測量業務（家屋事前調査等）の最低制限価格の算定方法>

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

(1) 補償関係コンサルタント

(直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等) の設計額 $\times 1.08^{\text{※注1}}$... A

(直接人件費 + 直接経費 + その他原価 $\times 90\%$ + 一般管理費等 $\times 45\%$) $\times 1.08^{\text{※注1}}$... B

(2) 測量

(直接測量費、諸経費) の設計額 $\times 1.08^{\text{※注1}}$... D

(直接測量費 + 諸経費 $\times 48\%$) $\times 1.08^{\text{※注1}}$... E

※測量調査費の該当はありません。

制限割合は、

(1) 補償関係コンサルタント・・・B/A (小数第3位を四捨五入)

(2) 測量・・・・・・E/D (小数第3位を四捨五入)

(注1) 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置として、1.10 を乗じる場合があります。

(注2) 「直接人件費の額」「直接経費の額」「その他原価の90%の額」「一般管理費等の45%の額」「直接測量費の額」「諸経費の48%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

② 制限割合の適用範囲

(1) 補償関係コンサルタント・・・6/10 ≤ 制限割合 ≤ 8/10

(2) 測量・・・・・・・・・・・・・・・・6/10 ≤ 制限割合 ≤ 8.2/10

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(6/10)を下回る場合は6/10とし、上限値(8/10又は8.2/10)を上回る場合は8/10又は8.2/10とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税込)} &= (\text{補償関係コンサルタントの予定価格(税込)} \times \text{制限割合}) \\ &+ (\text{測量の予定価格(税込)} \times \text{制限割合}) \end{aligned}$$

(注4) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。